

平成 26 年度 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 成果報告書 I
 【インクルーシブ教育システム構築モデル地域（交流及び共同学習）】

法人名	筑波大学
指定したモデル地域名	東京都文京区

概 要

モデル地域の構成（平成 26 年 5 月 1 日現在）

モデル地域 （学校設置者）の内訳	学校数 （学校種別）
筑波大学	小学校 1 校、中学校 2 校、高等学校 3 校、特別支援学校 5 校
東京学芸大学	幼稚園 2 園、小学校 4 校、中学校 3 校、中等教育学校 1 校、 高等学校 1 校、特別支援学校 1 校
文京区	幼稚園 10 園、小学校 20 校、中学校 10 校

モデル地域 （学校設置者）の内訳	学校数 （学校種別）
筑波大学	特別支援学校 1 校（視覚障害） 特別支援学校 1 校（知的障害） 小学校、中学校、高等学校
お茶の水大学	幼稚園、小学校、中学校、高等学校
文京区	幼稚園 10 園、小学校 20 校、中学校 10 校

【事業概要】

1. モデル地域の特色（特別支援教育に関する事項）

A 特別支援学校は、幼稚部、小学部、中学部、高等部、高等部専攻科を有し、常に先導的な教育実践の展開とその発信に努めている。交流及び共同学習においても、近隣の幼稚園、小学校、中学校、高等学校等との行事における交流や数日間の交流及び共同学習を中心に行ってきた。

B 特別支援学校の地域支援部は、区内の保育所・幼稚園、小・中学校等への相談・支援を行うとともに区教育委員会や障害福祉課等とも連携し、様々な取組を行っている。文京区立の学校及び各大学附属の学校とは長年にわたる交流実績がありインクルーシブ教育システム構築に向け交流及び共同学習を通して「多様な学びの場」の在り方について協働して検討することが可能である。

2. 取組の概要

【モデル地域への支援に関わる取組内容】

特別支援学校幼稚部段階においては、両校園等関係者、有識者から構成した「交流保育連絡協議会」、小学部段階においては、合理的配慮協力員を配置するとともに、両校間関係者、有識者から構成した「交流及び共同学習連絡協議会」において、それぞれ取組状況の把握、合理的配慮の具体的な内容と課題等について検証等を行った。また、中学部以上の段階における交流及び共同学習を含め、全ての取組において、「インクルーシブ教育システム構築モデル事業運営協議会」を設置し、全体の統括・調整に当たった。

交流及び共同学習についてモデルの提案を行うべく、学習が成り立つための環境整備、学習内容の選定、教材・教具の工夫、教師間の協働など、諸側面の条件整備について実践を行い、成果を分析することで取組の評価を行った。

【モデル地域内における取組】

① 幼稚部段階における交流保育

A特別支援学校幼稚部在籍の全盲である幼児が週1日、登園から降園までB幼稚園において交流保育を行った。交流の取組と位置付けたが、特別支援学校幼稚部のセンター的機能の取組でもあり、幼稚部を資源として提供し幼稚園における合理的配慮の在り方を検討する機会となった。

② 小学部段階における交流及び共同学習

A特別支援学校小学部の児童が、C小学校のクラスにおいて週1日終日、交流及び共同学習を行った。当該児童は、C小学校の学区域に居住する弱視児である。また、A特別支援学校小学部児童全員がC小学校の行事に参加する学校間交流を行った。B特別支援学校小学部はD小学校やE小学校と「交流会」や「合同授業」を定期的に行った。「音楽」や「造形」の授業を中心に活動の中で、児童同士がお互いのことを知り、分かり合い、共に学び、感動体験を共有することによる絆の深まりを目指した。共通の素材に親しみ、感覚を活性化し、感性を磨くことで自分を表現するのは、障害のあるなしに関わらず表現活動の共通するねらいである。共通のねらいをもった授業を共にして、場の共有だけでなく教科や学習内容の価値や意義を共有できる活動内容を設定した。

③ 中学部段階及び高等部段階における交流及び共同学習

A特別支援学校中学部生とF中学校、G特別支援学校高等部生とH高等学校において、それぞれ交歓会を行った。B特別支援学校中学部では、I高校文化祭への参加を通し、生徒の経験を広め、積極的な態度を養うとともに社会性や豊かな人間性を育むことを目指した。

④ クラブ活動における交流及び共同学習

A特別支援学校寄宿舎のブラインドサッカークラブとJ中学校、K高等学校のフットボールクラブ及びL大学蹴球部におけるブラインドサッカーによる交流を行った。

3. 成果及び課題

① 幼稚部段階における交流保育

視覚に障害のある幼児が情報を受けとめやすい教室環境や触って分かる教材等の提示をすることで、活動が広がり、初めて経験する遊びにも友達と一緒に意欲的に取り組み、遊びの幅が広がっていった。友達との関わりにおいても、状況の理解、空間把握が進むにつれ、A特別支援学校教諭を媒介とした活動から関わりが生まれ、幼児同士の関わりが深化していった。幼児期において、共に遊び、生活していくことが、幼児同士の成長に大きな影響を与えることの示唆が得られた。幼児期には保護者の障害受容も含め、周囲の理解を深めるための取組も不可欠である。B特別支援学校では教育関係者、保護者を対象とした「インクルーシブ教育」に関する講演会を2回開催し、理解啓発と研修の機会になった。連絡協議会においては、実際に交流及び共同学習を展開する際の配慮や環境設定について具体的に検討することができた。

② 小学部段階における交流及び共同学習

当該児童の見えにくさを補うために、携帯情報端末のカメラ機能の活用、単眼鏡の使用、拡大教科書の使用等、場面に応じて活用を図ってきたが、各教科における配慮や工夫については継続した検討が必要である。また、学校間交流の取組により、子供同士の自然な交流が生まれ、その中で障害への理解も進んだ。B特別支援学校では、新たに「特別」な授業を設定するのではなく「特別支援学校の授業や日常生活の活動をベースにする」という視点で様々な実践を行った。「異年齢集団とのかかわり」「多様で多彩な教育内容と場」「地域社会との連携」をキーワードに、複数の教師が窓口となりチーム力を高め合いながら、交流学習を展開した。行事だけでなく授業として様々な活動を行うことで、お互いが学び合う姿が見られた。

③ 中学部段階及び高等部段階における交流及び共同学習

それぞれの交歓会において、生徒間協議の中で、「どうすれば一緒に楽しむことができるか」を考え、実践したことが、社会の中での障害への理解、共生社会の形成にとって意味あることであった。より計画的・組織的な取組を進めたい。「交流及び共同学習」を設定することで、障害のある生徒への合理的配慮とは何かについて、通常の高等学校生徒が直接的な交流を通して自らその観点の整理を試みたことが挙げられる。障害のあるなしに関係なく個々の主体的な社会参加を実現していくためにどう人と人とが支え合いながら社会を作っていくのかを考える契機でもあった。その社会を作っていく当事者が、通常の学校の生徒であり、特別支援学校の生徒であるということが改めて強く意識された。

④ クラブ活動における交流及び共同学習

ブラインドサッカーによる合同練習・交流試合等を通し、視覚障害を理解する場となり、スポーツ場面における合理的配慮や共生社会の在り方を考える取組となった。

⑤ 全体を通して

子供同士の関わりを生起、共同活動の発生、環境設定の有効性、合理的配慮の必要性について評価することは今後に向けての検討課題である。事前打合せと事後の振り返りにおいて、教員、幼児児童生徒の変容について客観的に評価する指標の作成が求められる。